

# 事例問題で 7点アップ②



社会保険労務士  
**三宅 大樹**  
(山川社労士予備校)

近年、事例問題の出題が多い労基法、労災法、雇用法、徴収法、国年法、厚年法、健保法の7科目から、1科目1~2問を取り上げて詳しく解説し、事例問題への対応力を強化します。1科目1点ずつ、合計7点アップを目標にチャレンジしていきましょう。今月号では、特に事例問題の出題が多い年金法について、見ていくことにしましょう。

## 問題 1

昭和26年3月2日生まれの無職の女性X（平成30年3月現在67歳・日本国内居住）について、平成30年3月に、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間がちょうど10年（うち保険料納付済期間は8年であり、保険料免除期間はない）に達したことにより、老齢基礎年金の受給権が発生した。この場合における、Xに支給される老齢基礎年金についての記述として、正しいものはどれか。なお、Xは老齢基礎年金の受給権を取得した平成30年3月当時、夫Yによって生計を維持していた。また、本問において、Xは障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金その他の障害を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるものの受給権を有しない。（国民年金法）

### 【夫Yについて】

- ・昭和21年4月2日生まれの老齢厚生年金（被保険者期間の月数は480月）の受給権者
- ・妻Xが65歳に達する日の前日である平成28年2月29日において、上記老齢厚生年金には、Xに係る加給年金額が加算されていた。

- A Xに係る老齢基礎年金の支給は、平成30年3月分から開始される。
- B Xに係る平成30年度の老齢基礎年金の支給額は、振替加算額を除き、155,860円である。
- C Xに係る老齢基礎年金については、その後支給繰下げの申出をすることはできない。
- D Xは老齢基礎年金の支給額を増額するために、70歳に達するまでの間、特例任意加入被保険者となることができる。
- E 平成30年8月に夫Yが死亡した場合、その後Xに係る老齢基礎年金について、振替加算額は加算されなくなる。

**設問肢Aの論点** ➡ 「**老齢基礎年金の支給開始月**」

A Xに係る老齢基礎年金の支給は、平成30年3月分から開始される。  
→× 「4月分」から開始される。

**この問題の解き方のポイント**

○事例のXのように、65歳に達した日において受給資格期間を満たしていなくても、平成29年8月1日以降において受給資格期間が10年以上になった場合、「10年に達した月（設問では平成30年3月）」に老齢基礎年金の受給権が発生し、「翌月（4月）」からその支給が開始されます。

**設問肢Bの論点** ➡ 「**老齢基礎年金の支給額の計算**」

B Xに係る平成30年度の老齢基礎年金の支給額は、振替加算額を除き、155,860円である。  
→○ 設問のとおり。

**この問題の解き方のポイント**

○まず、平成30年度の老齢基礎年金の満額は、法定額 **780,900円** × 平成30年度改定率 0.998 = 779,338.2円の100円未満の端数を四捨五入した「**779,300円**」となります。  
○ただし、事例のXの算定月数は、保険料納付済期間 **8年（96月）** であるので、以下のように減額され、満額支給額のちょうど **5分の1** となります。  
 $779,300円（平成30年度の老齢基礎年金の満額） \times （96 \div 480） = 155,860円$

**設問肢Cの論点** ➡ 「**65歳に達した日後に受給資格期間を満たした場合の繰下げ**」

C Xに係る老齢基礎年金については、その後支給繰下げの申出をすることはできない。  
→× 法定要件を満たせば、支給繰下げの申出をすることは「できる」。

**この問題の解き方のポイント**

○事例のXのように65歳以降に受給資格期間を満たした場合であっても、**繰下げの申出は可能**です。

